

新規上場申請のための半期報告書

株式会社ノースサンド

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2025年10月21日

【中間会計期間】 第11期中(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

【会社名】 株式会社ノースサンド

【英訳名】 Northsand, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 前田 知絵

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー7階

【電話番号】 03-6263-0733 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 CFO コーポレート本部長 小久江 省隆

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー7階

【電話番号】 03-6263-0452

【事務連絡者氏名】 専務取締役 CFO コーポレート本部長 小久江 省隆

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	8
第4【経理の状況】	9
1【中間財務諸表】	10
2【その他】	17
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	18
期中レビュー報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間会計期間	第10期
会計期間	自 2025年2月1日 至 2025年7月31日	自 2024年2月1日 至 2025年1月31日
売上高 (百万円)	11,514	16,417
経常利益 (百万円)	2,236	2,798
中間(当期) 純利益 (百万円)	1,560	1,974
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—
資本金 (百万円)	30	30
発行済株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000
純資産額 (百万円)	4,594	3,033
総資産額 (百万円)	8,707	7,003
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	26.01	32.91
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	52.8	43.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,156	1,934
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△15	△379
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△29	127
現金及び現金同等物の 中間期末(期末) 残高 (百万円)	4,381	3,271

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期) 純利益を算定しております。
4. 当社は、第10期中間会計期間について、中間財務諸表を作成していないため、第10期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当新規上場申請のための半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績

当中間会計期間における我が国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、米国政権による貿易政策、為替の変動などのリスク要因により、依然として不透明な経済状況が続いております。このような環境下で、競争力強化や成長戦略の実現を図る企業の活動を支援するコンサルティング業界への需要は堅調に推移すると見込まれます。

このような経済状況の下、当社では、新規コンサルタントの人材獲得が順調に進んだことに加え、引き続き高稼働率を維持することができた結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高は11,514百万円、営業利益は2,233百万円、経常利益は2,236百万円、中間純利益は1,560百万円となりました。

② 財政状態

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、7,384百万円となり、前事業年度に比べ、1,742百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金1,110百万円の増加、売掛金515百万円の増加によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、1,323百万円となり、前事業年度に比べ、38百万円減少いたしました。これは主に、有形固定資産46百万円の減少、投資その他の資産8百万円の増加によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、3,330百万円となり、前事業年度に比べ、278百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金137百万円の増加、未払金及び未払費用75百万円の増加によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、782百万円となり、前事業年度に比べ、135百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金121百万円の減少によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、4,594百万円となり、前事業年度に比べ、1,560百万円増加いたしました。これは、利益剰余金1,560百万円の増加によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、4,381百万円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は1,156百万円となりました。主な資金の増加要因は税引前

中間純利益2,236百万円の計上及び仕入債務の増加68百万円であります。また、主な資金の減少要因は売上債権の増加515百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は15百万円となりました。主な資金の減少要因は有形固定資産の取得による支出17百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は29百万円となりました。主な資金の増加要因は短期借入れによる収入600百万円であります。また、主な資金の減少要因は短期借入金の返済による支出463百万円及び長期借入金の返済による支出114百万円であります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間会計期間において、当社の事業拡大に伴い従業員数が355名増加いたしました。これらの結果、当中間会計期間末における当社の従業員数は1,525名となっております。

(8) 生産、受注及び販売の実績

当中間会計期間において、販売高が前事業年度の販売高の70.1%に達しており、販売実績が著しく増加いたしました。

これは、主として新規コンサルタントの人材獲得が順調に進んだことに加え、引き続き高稼働率を維持することができた結果によるものであります。

(9) 主要な設備

当中間会計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

(注) 2025年8月21日開催の取締役会決議により、2025年9月8日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は236,000,000株増加し、240,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） (2025年7月31日)	提出日現在発行数（株） (2025年9月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	60,000,000	非上場	単元株式数は100株 であります。
計	1,000,000	60,000,000	—	—

(注) 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は59,000,000株増加し、60,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年7月31日	—	1,000,000	—	30	—	—

(注) 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は59,000,000株増加し、60,000,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。) の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社グーニーズ	東京都中央区晴海三丁目13番2号	510,000	51.00
前田 知紘	東京都中央区	110,000	11.00
佐々木 耕平	東京都中央区	70,000	7.00
加藤 博己	東京都江東区	70,000	7.00
小松 亮太	東京都豊島区	70,000	7.00
河野 智晃	東京都中央区	50,000	5.00
株式会社ファン	東京都中央区銀座一丁目12番4号	40,000	4.00
株式会社リーフ	東京都中央区銀座一丁目12番4号	40,000	4.00
株式会社ノーヴェ	東京都港区南青山三丁目1番36号	40,000	4.00
計	—	1,000,000	100.00

- (注) 1. 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。
2. 株式会社グーニーズは、当社代表取締役社長 CEOである前田知紘氏が株式を保有する資産管理会社であります。
3. 株式会社ファンは、当社専務取締役 CHROである佐々木耕平氏が株式を保有する資産管理会社であります。
4. 株式会社リーフは、当社常務執行役員である加藤博己氏が株式を保有する資産管理会社であります。
5. 株式会社ノーヴェは、当社執行役員である小松亮太氏が株式を保有する資産管理会社であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

(注) 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数及び議決権の数については、当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間（2025年2月1日から2025年7月31日まで）に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当中間会計期間 (2025年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,276	4,386
売掛金	1,937	2,452
その他	437	555
貸倒引当金	△8	△10
流動資産合計	<u>5,642</u>	<u>7,384</u>
固定資産		
有形固定資産	740	694
投資その他の資産	620	628
固定資産合計	<u>1,361</u>	<u>1,323</u>
資産合計	<u>7,003</u>	<u>8,707</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当中間会計期間 (2025年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	421	489
短期借入金	63	200
1年内償還予定の社債	86	53
1年内返済予定の長期借入金	233	240
リース債務	18	19
未払金及び未払費用	622	697
未払法人税等	637	675
賞与引当金	—	15
その他	969	939
流動負債合計	3,051	3,330
固定負債		
社債	20	10
長期借入金	602	480
リース債務	79	74
資産除去債務	215	217
固定負債合計	918	782
負債合計	3,969	4,112
純資産の部		
株主資本		
資本金	30	30
資本剰余金	46	46
利益剰余金	2,956	4,517
株主資本合計	3,033	4,594
新株予約権	0	0
純資産合計	3,033	4,594
負債純資産合計	7,003	8,707

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 2025年2月1日
至 2025年7月31日)

売上高	11,514
売上原価	5,956
売上総利益	5,558
販売費及び一般管理費	※ 3,325
営業利益	2,233
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	6
受取家賃	5
その他	1
営業外収益合計	14
営業外費用	
支払利息	6
社債利息	0
その他	4
営業外費用合計	11
経常利益	2,236
税引前中間純利益	2,236
法人税等	675
中間純利益	1,560

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 2025年2月1日
至 2025年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	2,236
減価償却費及びその他の償却費	73
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2
受取利息	△1
支払利息	6
売上債権の増減額（△は増加）	△515
仕入債務の増減額（△は減少）	68
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	83
賞与引当金の増減額（△は減少）	15
その他	△169
小計	1,798
利息の受取額	1
利息の支払額	△6
法人税等の支払額	△637
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△5
定期預金の払戻による収入	5
有形固定資産の取得による支出	△17
その他	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	600
短期借入金の返済による支出	△463
長期借入金の返済による支出	△114
社債の償還による支出	△43
その他	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,110
現金及び現金同等物の期首残高	3,271
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 4,381

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
給料及び手当	953百万円
採用教育費	829百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
現金及び預金	4,386百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5百万円
現金及び現金同等物	4,381百万円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
コンサルティング等	11,164
その他サービス	350
顧客との契約から生じる収益	11,514
その他の収益	—
外部顧客への売上高	11,514

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり中間純利益	26円01銭
(算定上の基礎)	
中間純利益（百万円）	1,560
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益（百万円）	1,560
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

- (注) 1. 当社は、2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年8月21日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月8日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

1. 株式分割の目的

株式分割により投資単位の水準を引き下げるることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2025年9月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき60株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	1,000,000株
②今回の分割により増加する株式数	59,000,000株
③株式分割後の発行済株式数	60,000,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	2025年8月22日
②基準日	2025年9月8日
③効力発生日	2025年9月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年9月8日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>240,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2025年8月21日

効力発生日 2025年9月8日

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年9月8日以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	5,400円	90円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月14日

株式会社ノースサンド

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

根岸 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鯛 岡和

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノースサンドの2025年2月1日から2026年1月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2025年2月1日から2025年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノースサンドの2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上